「〇〇〇〇」に関する協定書(案)

茂原市（以下「市」という。）と、○○○○（以下「交渉権者」という。）は、令和６年度茂原市民間提案制度における協議対象提案である「〇〇〇〇」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、市及び交渉権者が本件事業化に向けて、双方の協議等について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第２条 協定の期間は、協定締結日から　年　月　日までとする。ただし、本件の事業化に向けて、更に期間が必要と認められる場合は、協定期間を延長できる。

（市の役割）

第３条 市は、本件の検討・協議のために必要な組織・体制を構築する。

２　市は、本件の検討・協議のための事務局兼連絡窓口を設置する。

３　市は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整を行う。

（交渉権者の役割）

第４条 交渉権者は、市との連絡調整の窓口を設置する。

２　グループでの提案の場合は、代表者がグループ内の構成員との情報共有を行う。

３　交渉権者は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

４　交渉権者は、グループ内の構成員に追加・変更等が生じた場合は速やかに市に連絡する。

５　交渉権者は、事業化に向けた協議にかかる費用を負担する。

（秘密保持）

第５条 市及び交渉権者は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏えいしてはならず、本事業の目的以外に使用してはならない。

２　前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第６条　交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りでない。

（協議の方法）

第７条　協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

（協定の解除）

第８条　市は、交渉権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、契約を締結又は成立させないことができる。

　（１）契約としての効力発生の前に交渉権者が「茂原市民間提案制度募集要領」に規定する参加資格要件を満たさなくなったと市が認めたとき。

　（２）第２条の期間内であっても、交渉権者が市からの事業化のための詳細協議への参加に応じず、本協定の目的を達成できないと市が認めたとき。

（不当介入に対する措置）

第９条　本事業の実施に当たり、茂原市暴力団排除条例に基づき、暴力団員又は暴力団員等から暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は本協定の適正な履行を妨げる行為を受けたとき、直ちに市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

（事業化の条件）

第１０条　事業化にかかる予算案や契約案、その他議会の議決を要する内容が、茂原市議会で否決された場合や、社会情勢の急変等の事由が生じた場合には、事業化しないものとする。

（誠実協議）

第１１条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び交渉権者が誠実に協議して定めるものとする。

（準拠法及び管轄裁判所）

第１２条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争につき、第一審の専属的合意管轄裁判所は、千葉地方裁判所とする。

この協定の締結の証として 本書２通を作成し、市と交渉権者が各自１通を保有する。

令和 年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
| 茂原市 | 所在地　　　　千葉県茂原市道表１番地  商号又は名称　茂原市  代表者名　　　茂原市長 市　原　　淳 |
| 交渉権者 |  |

所在地

商号又は名称

代表者名